

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年九月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月十五日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 本庄寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
那志字下十条前三三四番地先まで	児玉郡美里町大字阿那志字川原二七六番八地先から同郡同町大字阿	区 間
一七・四六	二一・一八	敷地の幅員 (メートル)
一七・四六	二〇〇・八〇	延長 (メートル)
更である。	令和元年十二月十三日付け埼玉 県本庄県土整備事務所長告示第 十一号の道路予定区域の一部変	備 考